

配偶者からの暴力被害者対応早見シート

このシートは、配偶者からの暴力（いわゆるドメスティック・バイオレンス：DV）の被害者を早期に発見しやすい現場で業務に就いている医療関係者の皆様に、被害者に対する望ましい対応をご理解いただくとともに、積極的な支援をお願いするために作成しました。

医療機関における被害者の早期発見と被害者の支援にご協力をお願いします。

配偶者からの暴力とは

配偶者からの暴力とは、「配偶者や事実婚、生活の本拠を共にする交際相手など、親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」のことです。一般的に「DV」と呼ばれることから、本早見シートについても「配偶者からの暴力」を「DV」とします。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVの形態

身体的な暴力だけでなく、精神的・性的な暴力も含まれます。

たとえば

- なぐる、ける ●髪を引っ張る、切る ●首を絞める ●物を投げつける ●無視する
- お金を渡さない ●大声で怒鳴る ●外出を制限する ●人とのつきあいを制限する
- 性的行為を強要する ●避妊に協力しない ●中絶を強要する

医療関係者の役割

● 通報

被害者本人の意思を尊重の上、配偶者暴力相談支援センターまたは警察に通報することができます。この通報は、守秘義務違反には当たりません。

● 情報提供

被害者（DV被害が疑われる人）に対し、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の情報提供をお願いします。

配偶者暴力相談支援センターとは？

法律に基づき、県または市町が設置する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を行う機関です。

□ 広島県内の配偶者暴力相談支援センター

	名称	電話番号	相談日時等
県の機関	広島県西部こども家庭センター 担当地域：広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡	(082)254-0391	月～金 10:15～17:00 (祝日・年末年始を除く)
	広島県東部こども家庭センター 担当地域：三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡、神石郡	(084)951-2372	
	広島県北部こども家庭センター 担当地域：三次市、庄原市	(0824)63-5181(代) 内線 2313	
	休日・夜間電話相談	(082)254-0399	月～金 17:00～20:00 土日祝 10:00～17:00 (年末年始を除く)
	広島市配偶者暴力相談支援センター 担当地域：広島市	(082)545-7498	月～金 10:00～17:00

DVの発見

DVの被害を受けている人の一般的な症状の例として、次のようなものが挙げられます。

外科的な症状	【暴力直後のケガ】 傷、打撲、ねんざ、内出血、やけど、脳内出血、鼓膜損傷、口腔内損傷、 歯牙破折、顎骨骨折 など
内科的な症状	胃潰瘍、十二指腸潰瘍、過敏性腸症候群、高血圧症、狭心症、過呼吸症 候群、気管支喘息、偏頭痛、めまい など
精神的な症状	不安障害（パニック障害、PTSD、社会恐怖、強迫性障害など）、気分 障害（うつ病性障害など）、物質関連障害（アルコール、薬物依存など）、 自殺企図 など
性と生殖に関する問題	性感染症、性交痛、望まない妊娠、流産、度重なる中絶 など

この他にも、次の項目に該当する場合には、DV被害が疑われます。

- ケガの発生から受診までの日が空いている
- ケガの理由があいまいで説明が矛盾している
- 付添人が患者から離れようとせず、患者の代わりに質問に答えようとする
- 外傷により頻繁に受診している
- しばしば予約のない受診、あるいは約束の時間を守らないことがある

医師の対応

- ・ 被害者（被害者と疑われる人）の安全確保のため、必ず付添い人には席を外してもらい、被害者が安全で安心して話ができる環境を作る必要があります。
- ・ 秘密は必ず守られることを伝えてください。
- ・ 同様のケースで受診した人に同じ質問をしていることを説明するなど、特別でないことを伝えてください。
- ・ 女性の看護師等が対応すると、被害者が話しやすい場合があります。

二次被害を生まないために

- ・ 被害者の意思を尊重し、個人の価値観を押し付けない
- ・ 被害者の側に落ち度があると責めない
- ・ 他の人と比較しない
- ・ 被害者について一方的に決めつけない

被害者は「自分が暴力を受けていることを他人に知られるのは恥ずかしい」と考えていたり、度重なる暴力により自信を喪失し、加害者から脅されていたりするために、暴力被害について事実と異なることを言う可能性があります。

「あなたは悪くない」「あなたは1人ではない」と伝え、被害者の気持ちに寄り添い、少しでも自信を取り戻すきっかけを与えられるよう努めることが大切です。

被害者を傷つける対応例

- ・ そんなことをする人とは別れるべき
- ・ あなたにも悪いところがあったのでは？
- ・ もっと大変な状況の人がいますよ
- ・ あなたは加害者に依存的だから、家に戻りたいと思うのです

被害を打ち明けやすくする質問例

- ・ このようなケガは、だれかに暴力を振るわれたときにできやすいのですが、あなたはだれかに暴力を振るわれたことはありませんか
- ・ こちらに来る方の中には、暴力を振るわれている方も多いのですが、あなたの場合はいかがですか

記録（カルテ）の作成

被害者が医療機関で治療したという記録は、保護命令の申立てや離婚調停・裁判の際に有力な証拠となります。

記録作成上の留意点

- ① 「いつ、だれが、どこで、どうなったか」をなるべく明確に記録する。
- ② 被害者が訴えている言葉をそのまま「」で引用することが望ましい。
- ③ 顔を入れた全体の写真、それぞれの傷をクローズアップした写真があると良い。
- ④ スケッチなどを使い、写真等による記録が難しい痛みなどについても記録する。
- ⑤ 診療録にDV被害者であること（関係者のみが判別できるマーク等）を記載するなどして、関係者間で情報の共有化を図る。



リスク評価

被害者に対する支援は、被害者自身の意思を尊重して行われることが必要です。被害者の意思に反し通報が行われると、被害者の受診が妨げられたり、被害者の安全が脅かされるおそれもあります。そのため、医療関係者は、原則として被害者の同意が確認できた場合にのみ通報を行うことが望ましいとされています。

ただし、被害者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

判断の基準

- ① 暴力の頻度又は程度が深刻化しているか（暴力は徐々に深刻化していくが、急激に頻度と深刻度が増した場合は、危険因子だと判断する。）
- ② 加害者が、被害者と子ども、あるいは家族を殺すと言ったり、自殺するといったような脅迫をしたか
- ③ 被害者が家を出ようとしていることを、加害者が知っている、知る可能性があるか（加害者が逆上して非常に危険な状態に陥りやすい。）

通報・情報提供



通報

- 生命や身体に重大な危害が差し迫っている場合は、すぐに**警察**に通報してください。
- DVによるケガを発見したときは、被害者の意思を尊重の上、**配偶者暴力相談支援センター**へ通報してください。
- 児童虐待を発見したときは、**児童相談所等**へ通告してください。

情報提供

- **各市町の相談窓口**や、**配偶者暴力相談支援センター**等について、被害者に対し、情報提供してください。

※子どもも同様に被害を受けている（疑いがある）、子どもが暴力を目撃している（疑いがある）場合は、市町村または児童相談所（こども家庭センター）に通告しなければならないこととなっています。DVの場合は、判断力のある大人が対象となるため、原則、本人の意思を確認した上で通報することとなっています。

※ このページは、適宜コピーしてご活用ください。

相談機関の連絡先

相談無料

秘密厳守

☐ 配偶者暴力相談支援センター

	名称	電話番号	相談日時等
県の機関	広島県西部こども家庭センター 担当地域：広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡	(082)254-0391	月～金 10:15～17:00 (祝日・年末年始を除く)
	広島県東部こども家庭センター 担当地域：三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石郡	(084)951-2372	
	広島県北部こども家庭センター 担当地域：三次市，庄原市	(0824)63-5181(代) 内線 2313	
	休日・夜間電話相談	(082)254-0399	月～金 17:00～20:00 土日祝 10:00～17:00 (年末年始を除く)
	広島市配偶者暴力相談支援センター 担当地域：広島市	(082)545-7498	月～金 10:00～17:00

☐ 警察

名称	電話番号	相談日時等
警察安全相談電話	082-228-9110 (プッシュ回線は#9110) ※緊急時は110番通報	毎日(24時間)

☐ 児童相談所

	名称	電話番号	担当地域
県の機関	広島県西部こども家庭センター	(082)254-0381	呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
	広島県東部こども家庭センター	(084)951-2340	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石郡
	広島県北部こども家庭センター	(0824)63-5181(代)	三次市，庄原市
	広島市児童相談所	(082)263-0694	広島市

※各市町などにも相談窓口があります。連絡先は広島県ホームページでご確認ください。

広島県 DV

